

太子町地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、太子町地域公共交通会議規約（令和5年告示第18号）第8条第3項の規定に基づき、太子町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関する事項
- (2) 交通会議の資料作成に関する事項
- (3) 交通会議の庶務に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に次の役員を置く。

- (1) 事務局長
 - (2) 事務局員
- 2 事務局長は、太子町総務部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、太子町総務部企画政策課の職員のうちから事務局長が定めた者をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事項
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関する事項
- (3) 物品及び現金の出納に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか軽易な事項

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集及び保存その他文書に関し必要な事項は、太子町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類、寸法、ひな形、個数、管理者及び使用区分は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、太子町において定められている公印の規定の例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、交通会議の会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

公印の種類	寸法	ひな形	個数	管理者	使用区分
太子町地域 公共交通会 議会長之印	21	会 交 地 太 長 通 域 子 之 会 公 印 議 共 町	1	事務局長	会長名をもって発 する文書